地域別スポーツ団体補助金交付要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、唐津市の地域別スポーツ団体(以下「団体」という。)によるスポーツ活動の活発化と円滑な団体運営及び団体の育成を図るとともに、唐津市におけるスポーツの普及、競技力の向上、市民の体力増進による心身の健全な発達、活力と生きがいのある市民生活の実現及びスポーツの振興発展に資するため、公益財団法人唐津市スポーツ協会(以下「本協会」という。)が、団体の運営に必要な経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第２条　補助金の交付対象者は、平成17年及び平成18年の市町村合併前の旧唐津市、旧浜玉町、旧厳木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町及び旧七山村の各地域単位で組織された団体とする。

(補助対象)

第３条　補助対象は、団体の運営費とし、その対象経費は次のとおりとする。

 　(1)スポーツ大会、講習会、研修会及びスポーツ教室等の開催並びにスポーツ大会参加に要する経費

(2) スポーツ競技力の向上を図るために要する経費

(3) 指導者育成のために要する経費

(4) 組織団体の育成強化のために要する経費

(5) その他、スポーツの普及振興及び団体運営に要する経費

(補助金)

第４条　補助金は、前年度の補助金を勘案して予算の範囲内で補助する。ただし実績報告において補助対象経費の決算額が補助金額に達しない場合は、その決算額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第５条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、本協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

　(1) 事業計画書

 (2) 予算書

 (3) 前２号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

(補助金交付決定)

第６条　会長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第７条　この補助金は、概算払いで交付することができる。

(交付決定の取消し)

第８条　会長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 補助金を事業計画以外の用途に使用したとき

　(2) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

　２ 前項の規定は、既に補助金が交付され額の決定があった後においても適用するものとし、既に交付している補助金があるときは、当該取消しに係る部分に関し、その補助金の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保管)

第９条　補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に要する経

費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にし、関係書類とともに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、３０日以内に次に掲げる実績報告書を会長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る本協会の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 事業実施報告書

(2) 決算書又は決算見込書

(3) 前２号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

 (補助金の額の確定)

第11条　会長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し補助金の目的に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第12条　この交付要綱に定めのない事項については、唐津市補助金等交付規則(平成17年規則第42号)の例による。

附　則

　この要綱は、平成２４年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年６月７日から施行し、平成２９年度に行う補助対象事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。